

## 【定期積金規定】

鹿児島信用金庫

### 1. 【積金契約の成立】

当金庫は、お客様からこの積金に係る、当金庫所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、当該積金に係る契約が成立するものとします。

### 2. 【掛金の払込み】

定期積金（以下「この積金」といいます。）は証書または通帳記載の払込日に掛金を払込みください。払込みのときは必ずこの証書または通帳をお差出してください。

### 3. 【証券類の受入れ】

(1)小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を払込日とします。

(2)受入れた証券類が不渡りとなったときは、掛金になりません。不渡りとなった証券類はこの証書または通帳の当該払込み記載を取消したうえ、受入店で返却します。

### 4. 【給付契約金の支払時期】

この積金は、満期日以後に給付契約金を支払います。

### 5. 【払込みの遅延】

この積金の払込みが遅延したときは、満期日を遅延期間に相当する期間繰延べます。または証書・通帳記載の年利回り（年 365 日の日割計算）の割合による遅延利息をいただきます。

### 6. 【給付補填金等の計算】

(1)この積金の給付補填金は、証書または通帳記載の給付契約金と掛金総額の差額により計算します。

(2)約定どおり払込みが行われなかったときは、次により利息相当額を計算します。

①この積金の契約期間中に証書または通帳記載の掛金総額に達しないときは、払込日から満期日の前日（解約日が満期日の翌日以後の場合は解約日の前日）までの期間について、次の③の利率によって計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。

②当金庫がやむをえないものと認めて満期日前の解約をするときは、払込日から解約日の前日までの期間について、次の③の利率によって計算し、この

積金の掛金残高相当額とともに支払います。

③上記①、②の計算に適用する利率は次のとおりとします。

A. 初回払込日から①の場合は満期日、②の場合は解約日までの期間が1年未満のもの。

解約日における普通預金利率

B. 初回払込日から①の場合は満期日、②の場合は解約日までの期間が1年以上のもの。

約定年利回×60%（小数点第3位以下は切捨て、この計算による利率が解約日における普通預金利率を下回る場合は普通預金利率とします。）

④この計算の単位は1円とします。

#### 7. 【先払割引金の計算等】

(1)この積金の掛金が払込日前に払込まれたときは、先払割引金を証書または通帳記載の利回りに準じて満期日に計算します。この場合、先払日数6日以上のものに限ります。

(2)先払分に応じて満期日の繰上げは行いません。

#### 8. 【満期日以後の利息】

この積金を満期日以後に解約する場合、給付契約金（掛金総額に達しないときは掛金残高相当額）に満期日から解約日の前日までの期間について、解約日における普通預金利率によって計算した利息を支払います。

#### 9. 【解約】

この積金を解約するときは、所定の受取欄または当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により、記名押印してこの証書または通帳とともに当店に提出してください。

#### 10. 【届出事項の変更、証書・通帳の再発行等】

(1)この証書または通帳や印章を失ったとき、または印章、氏名（名称）、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に、届出を行わなかったことにより生じた損害については、当金庫に過失がある場合を除き当金庫は責任を負いません。

(2)この証書・通帳または印章を失った場合のこの積金の給付契約金等の支払いまたは証書・通帳の再発行は、当金庫所定の手続をした後に行います。この場合、再発行手数料を申し受け、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

## 1 1. 【譲渡、質入れの禁止】

(1)この積金および証書または通帳は、譲渡または質入れすることはできません。

(2)当金庫がやむをえないものと認めて、質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式により行います。

## 1 2. 【保険事故発生時における積金契約者からの相殺】

(1)この積金は、満期日が未到来であっても、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当金庫に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この積金に、質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

(2)前項により相殺する場合には、次の手続によるものとします。

①相殺通知は書面によるものとします。証書または通帳は届出印を押印して通知と同時に当金庫に提出してください。

②複数の借入金等の債務（積金契約者の当金庫に対する債務、第三者の当金庫に対する債務で積金契約者が保証人になっているもの）がある場合には充當の順序方法を指定してください。ただし、この積金で担保される債務がある場合には、当該債務から相殺するものとします。当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には、積金契約者の保証債務から相殺されるものとします。

③前号の充當の指定がない場合には、当金庫の指定する順序方法により充當いたします。

④第2号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

(3)第1項により相殺する場合の利息相当額等については、次のとおりとします。

①この積金の利息相当額の計算については、その期間を払込日から相殺通知が当金庫に到達した日の前日までとして、利率は約定年利回りを適用するものとします。

②借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定め

によるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当金庫の定めによるものとします。

(4)第1項により相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。

(5)第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

### 13. 【規定の改定】

(1)この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。

(2)前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。

(3)前二項による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

### 14. 【規定の適用】

この規定に定めのない事項については「預金・積金共通規定」により取扱います。

以上

(2020年4月1日 現在)